○大隅肝属広域事務組合一般廃棄物処理施設条例施行規則

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合規則第18号

肝属地区一般廃棄物処理施設条例施行規則（平成20年肝属地区一般廃棄物処理組規則第１号）の全部を改正する。

改正

平成24年３月26日規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、大隅肝属広域事務組合一般廃棄物処理施設条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（休業日）

第２条　肝属地区清掃センターの休業日は、次のとおりとする。

⑴　日曜日（第３日曜日は除く。）

⑵　12月31日から翌年の１月３日までの日

２　肝属地区鹿屋最終処分場及び肝属地区大根田最終処分場の休業日は、次のとおりとする。

⑴　日曜日及び土曜日

⑵　12月31日から翌年の１月３日までの日

⑶　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

３　前２項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（搬入時間）

第３条　肝属地区清掃センター、肝属地区鹿屋最終処分場及び肝属地区大根田最終処分場への廃棄物の搬入時間は、午前８時30分から午後４時30分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用者の資格）

第４条　一般廃棄物処理施設を使用することができる者は、大隅肝属広域事務組合を組織する市町に住所を有する者とする。ただし、管理者が特に必要と認める者については、この限りでない。

（搬入の届出）

第５条　廃棄物を一般廃棄物処理施設に直接搬入しようとする者は、一般廃棄物搬入申出書（別記第１号様式）を提出する。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（ごみ処理手数料の納入方法）
第６条　条例第６条の規定によるごみ処理手数料は、前条に規定する搬入申込みと同時に納入しなければならない。ただし、官公署、許可業者その他管理者が必要と認める者については、後納とすることができ、この場合の納入期限は、手数料の額を確定する月の翌月25日とする。なお、納期限となる日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）となる場合はその翌日とする。
（ごみ手数料の還付）
第７条　既納のごみ手数料は、これを還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
（ごみ手数料の免除）
第８条　条例第６条第２項の規定によるごみ処理手数料の免除は、次に定めるところによる。
⑴　天災又は火災等の災害により生じた廃棄物の処理を行うとき。
⑵　学校、町内会等の社会奉仕活動により生じた草木等の処理を行うとき。
⑶　不法投棄により排出者が不明である廃棄物の処理を行うとき。
⑷　前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要があると認めたとき。
（免除申請）
第９条　前条のごみ処理手数料の免除を受けようとする者は、ごみ処理手数料免除申請書（別記第２号様式）を管理者に提出しなければならない。
２　管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、ごみ処理手数料免除承認通知（別記第３号様式）により通知するものとする。
（搬入基準）
第10条　条例第７条第１項の規定による搬入基準は、別表のとおりとする。
（損害等の届出）
第11条　施設、附属設備、器具その他工作物を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出てその指示に従わなければならない。
（雑則）
第12条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。
附　則
この規則は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成24年４月１日から施行する。

別表（第10条関係）

1　肝属地区清掃センター搬入基準

⑴　施設に搬入できる廃棄物は、組合を組織する市町から排出された一般廃棄物であること。

⑵　搬入車両及び運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。

⑶　施設に搬入する一般廃棄物は、次のように分別していること。

ア　可燃ごみ（焼却処理できるもの）

イ　可燃性粗大ごみ（焼却処理できるもの）

ウ　不燃ごみ（破砕処理できるもの）

エ　ストックヤード搬入ごみ（破砕処理できないもの）

オ　不燃性粗大ごみ（破砕処理できるもの）

⑷　施設に搬入できないものは、おおむね次のとおりとする。

ア　資源ごみ

イ　特別管理一般廃棄物

ウ　適正処理困難物（消化器、タイヤ、スプリング入りマットレス、住宅医療器具（注射器等）、ＦＲＰ製品（浴槽、サーフボード等）、ピアノ、金庫等）

エ　有害性のあるもの（農薬類その外有害廃棄物）

オ　重量又は体積等が大きく、処理に著しく支障のあるもの（処理不適物）

カ　鋼材類、岩石、コンクリート塊、石膏ボード、断熱材、瓦、スレート、鉄塊、磁石、廃木材等

キ　ワイヤーロープ、鉄線、ロープ、鎖、木の根、木材等の長物等

ク　その他最大投入寸法を超えるもの

ケ　電化製品（冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、洗濯機、エアコン（家電リサイクルの対象品目は、処理の対象外）

コ　パソコン（デスクトップパソコン、ノートパソコン、ＣＲＴディスプレイ、液晶ディスプレイ、マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル等の標準添付品（プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、ＰＤＡ（携帯情報端末）は対象外）

サ　ケーブル等の標準添付品（プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、ＰＤＡ（携帯情報端末）は対象外）

シ　危険性のあるもの（バッテリー、薬品類その他危険物等）

ス　引火性又は爆発性のあるもの（ガスボンベ、石油類、火薬類その他爆発物等）

セ　著しく悪臭を発するもの

ソ　その他廃棄物の処理を困難にし、又は焼却施設の施設、設備等の機能に支障が

生じるもの、液状の廃棄物等

タ　産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第２条第４項により指定された物質）

２　肝属地区鹿屋最終処分場・肝属地区大根田最終処分場搬入基準

⑴　施設に搬入できる廃棄物は、組合を組織する市町から排出された一般廃棄物で、次のとおりとする。

ア　焼却残さ

イ　不燃残さ

ウ　し尿焼却残さ

別記

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

一般廃棄物搬入申出書

大隅肝属広域事務組合
管理者　　様

住　所
申出人
氏　名
（電話番号）　　局　　番
（団体等は名称及び代表者名）

一般廃棄物を搬入したいので、次のとおり申し出ます。

ごみの発生場所	
ごみの種類	□　可燃ごみ　□　可燃性粗大ごみ □　不燃ごみ　□　不燃性粗大ごみ □　その他（　　）
搬入車両の種類	□　トラック　□　普通自動車 □　軽乗用車　□　軽トラック □　その他（　　）
搬入車両の番号	

第２号様式（第９条関係）

年　　月　　日

ごみ処理手数料免除申請書

大隅肝属広域事務組合
管理者　　様

住　所
申出人
氏　名
（電話番号）　　局　　番
（団体等は名称及び代表者名）

下記のとおりごみ処理手数料の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ごみの発生場所	
申請の理由	
ごみの種類	□　可燃ごみ　□　可燃性粗大ごみ □　不燃ごみ　□　不燃性粗大ごみ □　その他（　　）
搬入車両の種類	□　トラック　□　普通自動車 □　軽乗用車　□　軽トラック □　その他（　　）
搬入車両の番号	
ごみの搬入予定日	年　　月　　日
ごみの搬入予定量	

第３号様式（第９条関係）

年　　月　　日

ごみ処理手数料免除承認通知

様

大隅肝属広域事務組合
管理者　　印

年　　月　　日に申請のあったごみ処理手数料の免除については、次の条件を付して承認したので通知します。

条件